

重要事項説明書

(訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	株式会社 D' EFFORT ここから訪問看護リハビリケア茂原
所在地	本事業所（茂原店） 〒297-0011 千葉県茂原市谷本 1340-30
事業所指定番号	第 1 2 6 3 1 9 0 2 3 8 号
管理者・連絡先	管理者：藤田 浩 連絡先：0475-47-4438
サービス提供地域	茂原市、大網白里市、睦沢町、白子町、長南町、長柄町、一宮町、長生村、いすみ市

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名（常勤）
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	名（常勤） 名（非常勤）
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	名（常勤） 名（非常勤）
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	名（常勤） 名（非常勤）
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリテーションをします。	名（常勤） 名（非常勤）
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名（常勤） 名（非常勤）

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで 但し、祝日及び12月30日から1月3日までを除きます。	午前8時30分から 午後5時30分まで

(注) 年末年始（12/30～1/3）、土日祭日はお休みとさせていただきます。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※緊急時訪問看護加算 利用する 利用しない

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
（理学療法士等の訪問）
 1. 訪問看護計画書および報告書の作成について、看護師との連携が必要となるため、当ステーション看護師が計画作成のために定期的に訪問いたします。その後は、体調・環境の変化などございましたら、その都度、看護師が訪問いたします。
 2. 現在の理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり看護師の代わりに理学療法士等が訪問しておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇨ 別紙参照

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8. 衛生管理等

看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画

に従って必要な措置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はそれを防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

1 1. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	0475-47-4438
FAX 番号	0475-47-4583
担当者	管理者：藤田 浩
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの区役所及び千葉県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理係（国保連）	所在地：千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号
	電話番号：043-254-7428
	FAX 番号：043-254-0048
① 茂原市 高齢者支援課	所在地：茂原市道表 1
	電話番号：0475-20-1572
	FAX 番号：0475-20-1610
② 大網白里市 高齢者支援課	所在地：大網白里市大網 115-2
	電話番号：0475-70-0309
	FAX 番号：0475-72-8454
③ 睦沢町 健康保険課	所在地：長生郡睦沢町下之郷 1650-1
	電話番号：0475-44-2576
	FAX 番号：0475-44-1729
④ 白子町 健康福祉課	所在地：長生郡白子町関 5074-2
	電話番号：0475-33-2113
	FAX 番号：0475-33-4132
⑤ 長南町 福祉課	所在地：長生郡長南町長南 2110
	電話番号：0475-46-2116
	FAX 番号：0475-46-1214
⑥ 長柄町 健康福祉課	所在地：長生郡長柄町桜谷 712
	電話番号：0475-35-2414
	FAX 番号：0475-35-2459
⑦ 一宮町 福祉健康課	所在地：長生郡一宮町一宮 2457
	電話番号：0475-42-1431
	FAX 番号：0475-40-1056
⑧ 長生村 福祉課	所在地：長生郡長生村本郷 1-77
	電話番号：0475-32-6809
	FAX 番号：0475-32-6812
⑨ いすみ市 健康高齢者支援課	所在地：いすみ市大原 7400-1
	電話番号：0470-62-1118
	FAX 番号：0470-63-1252

12. 運営法人の概要

事業	株式会社 D' EFFORT
代表	代表取締役 東 智洋
所在地・連絡先	〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 16-6 ユーデス港北 1F
事業	ここから訪問看護リハビリケア茂原
管理	藤田 浩
所在地・連絡先	〒297-0011 千葉県茂原市谷本 1340-30

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒224-0032
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 16-6 ユーデス港北 1F
名称 株式会社 D' EFFORT
代表者 代表取締役 東 智洋 (印)

事業所 所在地 〒297-0011
千葉県茂原市谷本 1340-30
名称 ここから訪問看護リハビリケア茂原
管理者 藤田 浩

令和 年 月 日

説明者 _____

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 _____ (印)

代理人 _____ (印)